○厚生労働省令第三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項、第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条）	第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　児童発達支援	第二章　児童発達支援
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害児通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十四条の五）	（新設）
第六節　基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の六―第五十四条の十二）	第五節　基準該当通所支援に関する基準（第五十四条の二―第五十四条の八）
第三章　医療型児童発達支援	第三章　医療型児童発達支援
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第四章　放課後等デイサービス	第四章　放課後等デイサービス
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型障害児通所支援に関する基準（第七十一条の二）	（新設）
第六節　基準該当通所支援に関する基準（第七十一条の三―第七十一条の六）	第五節　基準該当通所支援に関する基準（第七十一条の二―第七十一条の四）
第五章　居宅訪問型児童発達支援	（新設）
第一節　基本方針（第七十一条の七）	
第二節　人員に関する基準（第七十一条の八・第七十一条の九）	
第三節　設備に関する基準（第七十一条の十）	
第四節　運営に関する基準（第七十一条の十一―第七十一条の十四）	
第六章　保育所等訪問支援	第五章　保育所等訪問支援
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第七章　多機能型事業所に関する特例（第八十条―第八十二条）	第六章　多機能型事業所に関する特例（第八十条―第八十二条）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	**第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。）、第五十四条の六、第五十四条の十第一号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第五十四条の十一第二号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第五十四条の十二第四号（第七十一条の六において準用する場合を含む。）及び第七十一条の三の規定による基準	一　法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第五十条第三項において「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第三十条第四項（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第五十四条の二、第五十四条の六第一号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の七第二号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第四号（第七十一条の四において準用する場合を含む。）及び第七十一条の二の規定による基準